

明るい選挙推進情報誌

せんきよかわら版



明るい選挙推進キャラクター
選挙のめいすい(明推)くん、
メイちゃん

No. 41

平成31年3月発行

編集・発行／福岡市・区選挙管理委員会、福岡市・区明るい選挙推進協議会

あつまれ、 ふくおか愛。



奈緒 / 福岡県福岡市出身 加藤一二三 / 福岡県嘉麻市出身

4/7日 選挙

18歳から
投票
できます。

福岡県知事・福岡県議会議員・福岡市議会議員

午前7時から午後8時まで
(ただし、一部の投票所では投票時間が異なる場合があります。)

福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会 <http://www.fukuoka40-senkan.com/407senkyo/>

投票日に予定がある方は、期日前投票ができます。

〈期間〉知事選 3/22～4/6 県議選・福岡市議選 3/30～4/6 (午前8時30分から午後8時まで)
※一部の期日前投票所では、投票期間や投票時間が異なる場合があります。

〈場所〉お住まいの市区町村の市区役所・町村役場等に設けられる期日前投票所
※詳しくは、お住まいの市区町村の選挙管理委員会まで。



投票は未来の自分への意思表示。

投票日に投票所へ行けない人へのご案内

右記の①～⑥理由により、投票日に投票所へ行けない方は、期日前投票や不在者投票を利用して、投票日より前に投票することができます。

- ① 仕事や学業などがある場合、本人または親族の冠婚葬祭がある場合、地域行事の役員をする場合
- ② 上記①以外の用事などで、投票区外に外出又は滞在する場合
- ③ 病気や出産、身体が不自由などの理由により歩行が困難な場合
- ④ 西区小呂島に居住又は滞在している場合
- ⑤ 市内の他区、または県内の他市町村に居住している場合
- ⑥ 天災又は悪天候のため、投票所に到達することが困難な場合



県知事は3月22日(金)から、市議・県議は3月30日(土)から投票できます。



期日前投票

期日前投票ができるのは、以下のとおりです。場所によって、投票できる期間や時間、投票できる人が異なりますのでご注意ください。

場 所	期間・時間	投票できる人
区役所・出張所	3月22日(金)～4月6日(土) 午前8時30分～午後8時	その区にお住まいの方のみ
市役所	3月30日(土)～4月6日(土) 午前10時～午後7時	全ての区の方
なみきスクエア (東区千早4-21-45)	3月30日(土)～4月6日(土) 午前10時～午後8時	東区にお住まいの方のみ
さざんびあ博多 (博多区南本町2-3-1)	3月30日(土)～4月6日(土) 午前10時～午後8時	博多区にお住まいの方のみ



滞在地での不在者投票

仕事や旅行などで福岡市以外の市区町村に滞在している人は、滞在地の市区町村の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。投票用紙等を郵便でやり取りするため、時間を要しますので、早めに手続きをお願いします。

①「不在者投票請求書・宣誓書」で、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に、投票用紙を請求する。

②滞在地など指定した送付先に投票用紙などが封書で郵送されてくる。
※封筒の中の「開封厳禁」と表示された封筒は開封せず、そのまま滞在地の選挙管理委員会に持参してください。

③滞在地の選挙管理委員会で投票する。
※受付時間は滞在地の選挙管理委員会におたずねください。

投票日より前に投票できます!

投票日は用事で…

投票日は出張で市内にいないから…

福岡市以外で投票できます!

郵送で投票できます!

障がいがあり外出困難で…

病院に入院中で…

入院先で投票できます!



郵送等による不在者投票

下記①②③のいずれかに該当する人は、自宅などで投票用紙に記載して、区の選挙管理委員会に郵送する方法(または信書便)で投票することができます。この投票をするには、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。**投票用紙の請求期限は4月3日(水)の午後5時です。**

【郵便などによる不在者投票ができる人】

①身体障害者手帳の交付を受けている人

両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級・3級
免疫、肝臓の障がい	1級・2級・3級

②戦傷病者手帳の交付を受けている人

両下肢、体幹の障がい	特別項症・第1項症・第2項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症・第1項症・第2項症・第3項症

③介護保険の要介護者で要介護5の認定を受けている人

～代理記載制度～

郵便などによる不在者投票の対象者で下記①②のいずれかに該当する人は、代理記載人に投票用紙に記載してもらうことができます。

①身体障害者手帳の交付を受けていて、上肢又は視覚の障がいの程度が1級の人

②戦傷病者手帳の交付を受けていて、上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症、第1項症、第2項症の人

※代理記載制度を利用するためには、あらかじめ区の選挙管理委員会に「代理記載人」の届出が必要です。



施設等での不在者投票

病院や老人ホームなど(県の選挙管理委員会が指定した施設に限ります。)に入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。県の選挙管理委員会の指定を受けているかについては、施設又は区の選挙管理委員会にお尋ねください。

①施設の長に不在者投票がしたい旨を申し出ます。

②施設の長が区の選挙管理委員会に対して、投票される入院・入所者の投票用紙等をまとめて請求されます。

③区の選挙管理委員会は施設の長に、投票される入院・入所者の投票用紙をまとめて交付します。

④施設内で投票します。

⑤施設の長は、投票済みの投票用紙等を区の選挙管理委員会に送ります。

投票できる? できない?



投票できる人・できない人(昨年12月以降に転居された人は、特にご注意ください)			県知事	県議	市議
住所を 変えていない人	平成13年4月8日までに生まれた人		○	○	○
	平成13年4月9日以降に生まれた人		×	×	×
最近住所を変えた人 〔平成13年4月8日 までに生まれた人〕	県外から 福岡市に転入した人	平成30年12月28日(金)までに転入届を出した人	○	○	○
		平成30年12月29日(土)以降に転入届を出した人	×	×	×
	県内の他市町村から 福岡市に転入した人	平成30年12月28日(金)までに転入届を出した人	○	○	○
		平成30年12月29日(土)以降に転入届を出した人	●※1	●※1	×
	福岡市内で 転居した人	平成31年3月8日(金)までに転居届を出した人	○	○	○
		平成31年3月9日(土)以降に転居届を出した人	●	●※2	●※2

※1 転入前の市区町村の選挙人名簿に登録されている人は、最寄りの区役所などで、「引き続き県内に住所を有する旨」の証明書の交付を受けるか、その確認を受けた上で、転入前の市区町村の投票所で投票することになります。(県議会議員については、転入前の市区町村の候補者が投票対象になります。)

※2 市内の区から他の区へ転居した人は、転居前の区の候補者が投票対象となります。

注) 福岡市内に住んでいても住民基本台帳に登録されていない人は、選挙人名簿に登録されないため、投票できません。市外から本市に転入した人が選挙人名簿に登録されるためには、転入届を出してから引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている必要があります。

○…現住所の投票所で投票できます。 ●…前住所の投票所で投票できます。 ×…投票できません。

選挙区ごとの議員定数(県知事は除く)

区分	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	福岡市計
市議会議員選挙	12	9	7	11	6	9	8	62
県議会議員選挙	5	3	3	4	2	3	3	23

投票所入場整理券(はがき)を郵送します

※投票所に持参される時は、必ずはがきの表の宛名がご自分のものか、確認のうえお持ちください。他人に絶対に譲渡しないでください!

投票所入場整理券は、投票日や投票所の場所をお知らせするとともに、投票所での受付をスムーズに行うために郵送しています。今回は3月26日(火)頃から配達を開始します。ダイレクトメールやチラシなどと一緒にして紛失することがないようにご注意ください。なお、郵便事情等で届いていない場合や紛失した場合など、投票所入場整理券がなくても、選挙人名簿に登録されていれば、投票することができます。

スムーズな手続きのために事前に誕生日のご記入をお願いします!

投票所では、大切な一票を確実にご本人に行使していただくため、誕生日等によりご本人であることを確認させていただきます。表面左上の「誕生日」欄にご記入の上、投票所へお持ちください。ご協力をお願いします。

投票日当日の投票所はこちらです!

表面に、投票所名と地図を掲載しています。投票所が変更になっている所もありますので、必ずご確認ください。また、福岡市選挙管理委員会のホームページの「各区の投票区・投票所一覧」からも投票所の地図を検索できますのでご利用ください。なお、期日前投票所については上の記事をご覧ください。福岡市選挙管理委員会ホームページ<http://www.city.fukuoka.lg.jp/senkyo/>

期日前投票される方は事前に裏面へのご記入をお願いします!

裏面が期日前投票の宣誓書になっていますので、必要事項をご記入のうえご持参ください。身分証明書や印鑑は不要です。なお、投票日当日と同じく、投票所入場整理券がなくても、選挙人名簿に登録されていれば、投票することができます。

政治家(候補者、立候補しようとする人、現職の市長・議員など)が選挙区内の人にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。誰も寄付を求めてはいけません。

みんなでするう三ない運動。



政治家の寄付は禁止

政治家は有権者に寄付を

贈らない!



入学祝・卒業祝

有権者は政治家に寄付を

求めない!



お歳暮やお年賀

政治家から有権者への寄付は

受け取らない!



落成式・開店祝の花輪



お祭りの寄付や差し入れ



町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差し入れ



地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ



選挙クイズ

正解者には、抽選の上、**40名様に図書カード**を差し上げます。(1000円分)

Q1 4月7日の統一地方選挙に入らない選挙は、次のうちどれでしょうか?

- ① 福岡市長選挙
- ② 福岡県知事選挙
- ③ 福岡市議会議員選挙

Q2 福岡市議会議員の定数は、次のうちどれでしょうか?

- ① 49人 ② 56人 ③ 62人

Q3 3つの選挙すべての期日前投票が同時に出来るのは次のどの日からでしょうか?

- ① 3月22日 ② 3月30日 ③ 4月1日

ヒントは記事の中にあります!!

応募方法

はがきに郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号・上記クイズの答え・ご意見をご記入のうえ
〒810-8620 福岡市選挙管理委員会事務局
「選挙クイズ」係 まで郵送してください。

締め切り

平成31年4月15日(月)(当日消印有効)



若者と選挙



選挙は、一人ひとりの声を政治に反映させる大切な機会です。

平成30年11月執行の福岡市長選挙では、20歳代の投票率は約15%であり、全体の投票率の半分以下となっています。



福岡市・福岡県の未来を決める大切な選挙です。若者の声を政治に届けましょう。

H30年11月福岡市長選挙時の市内大学生による明るい選挙推進グループ「セセウフ」による街頭啓発

4月7日投票

県知事

県議会議員

市議会議員

統一地方選挙カレンダー

今回、福岡市では3つの選挙が同時に実施されますが、選挙によって期日前投票の開始時期など、スケジュールが一部異なります。投票日の4月7日に都合がつかず、期日前投票などを考えている人は、下表を参考にしてください。

月	日	曜	選挙種別	選挙状況
3	21	木	知 知	立候補届出
	22	金	知 知	期日前・不在者投票の開始
	23	土	知 知	期日前・不在者投票期間
	24	日	知 知	期日前・不在者投票期間
	25	月	知 知	期日前・不在者投票期間
	26	火	知 知	期日前・不在者投票期間
	27	水	知 知	期日前・不在者投票期間
	28	木	知 知	期日前・不在者投票期間
	29	金	知 知	期日前・不在者投票期間
	30	土	知 知	期日前・不在者投票期間
	31	日	知 知	期日前・不在者投票期間
4	1	月	知 知	期日前・不在者投票期間
	2	火	知 知	期日前・不在者投票期間
	3	水	知 知	期日前・不在者投票期間
	4	木	知 知	期日前・不在者投票期間
	5	金	知 知	期日前・不在者投票期間
	6	土	知 知	期日前・不在者投票期間
	7	日	知 知 市	投票日・開票日

3月22日(金)~29日(金)の間に投票ができるのは知事選挙のみです。3つの選挙を同時に投票できるのは3月30日(土)からになります。

選挙人名簿に登録されている方は、投票所入場整理券(はがき)を持参しなくても投票所に備え付けの宣誓書に記載していただき、本人確認ができれば、投票していただけます。(身分証明書等は必要ありません。)

3つの選挙それぞれの選挙公報を投票日前々日までに全世帯に配布します。選挙公報は立候補受付後に印刷し、配布するため、この時期の配布開始となります。全世帯へ順次配布していくため、お手元に届くまでに時間を要しますが、予めご了承ください。不着などのお問い合わせは市・区選挙管理委員会事務局までお願いいたします。なお、4月1日頃から期日前投票所にも用意しておりますので、係員へお申し出ください。また、ホームページや公民館でもご覧いただけます。



今回の選挙から、市役所1階市民ロビーでの期日前投票が、投票日前日までできるようになりました。

期間中、区役所等の駐車場は大変混雑します。できるだけ、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

※略語 知…福岡県知事選挙 県…福岡県議会議員選挙 市…福岡市議会議員選挙

編集後記

今回の「せんきよかわら版」はいかがでしたか。少しでも皆様の選挙への関心を深めていただけたら幸いです。選挙に関して分からないことや、ご意見・ご感想などがありましたら、下記の選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

事務局	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所	E-mail	事務局	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所	E-mail
東区	645-1009	645-1127	812-8653	東区箱崎2丁目54-1	higashi.EACS@city.fukuoka.lg.jp	城南区	833-4005	822-2142	814-0192	城南区鳥飼6丁目1-1	jonan.EACS@city.fukuoka.lg.jp
博多区	419-1006	452-6735	812-8512	博多区博多駅前2丁目9-3	hakata.EACS@city.fukuoka.lg.jp	早良区	833-4399	846-2864	814-8501	早良区百道2丁目1-1	sawara.EACS@city.fukuoka.lg.jp
中央区	718-1007	714-2141	810-8622	中央区大名2丁目5-31	chuo.EACS@city.fukuoka.lg.jp	西区	895-7105	882-2137	819-8501	西区内浜1丁目4-1	nishi.EACS@city.fukuoka.lg.jp
南区	559-5005	561-2130	815-8501	南区塩原3丁目25-1	minami.EACS@city.fukuoka.lg.jp	市	711-4682	733-5790	810-8620	中央区天神1丁目8-1	senkyo.EACS@city.fukuoka.lg.jp

☆福岡市選挙管理委員会ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/senkyo/>

選挙に行きましょう

検索